

様式第8号(第6条関係)

県営住宅入居者連帯保証人変更(更改)承認申請書

様

年 月 日付で提出した請書の連帯保証人を変更(更改)したいので、鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則第6条第4項の規定により、下記のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号
住所
入居者 団地 第 号
氏名
電話

印

記

変更(更改)理由		
変更(更改)年月日		
旧連帯保証人	住所	
	氏名	印
新連帯保証人	私は、連帯保証人となるに際し、別記諸条項を承知し、入居者が貴県に対し現に負担している全ての債務及び今後の入居者の全ての債務(極度額 円)を引き受けます。	
	住所	
	氏名	印
	入居者との関係	

添付書類 極度額は、入居時に決定した家賃の6月分に相当する額である。

別記

1 家賃について

- (1) 家賃は、鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和34年鳥取県条例第49号。以下「条例」という。)第9条の4の規定により定められた額(月額)とし、入居可能日から退居の日まで毎月分を毎月末日までに知事の発行する納入通知書により納付する。ただし、1月に満たない家賃は、日割計算による。
- (2) 県営住宅に入居後3年を経過し、収入超過者として認定され当該住宅を明け渡すことができないときは、条例第21条第1項の規定による家賃を納付する。
- (3) 県営住宅に入居後5年を経過し、収入の額が最近2年間引き続き公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号。以下「令」という。)第9条の金額を超え、高額所得者として認定された場合において当該住宅を明け渡すことができないときは、条例第21条の3第1項の規定による近傍同種の住宅の家賃を納付する。

(4) 物価の変動、県営住宅相互間の家賃の不均衡是正、住宅に改良を加えた場合等において、県営住宅の家賃を変更されても異議のないものとする。

2 入居者の費用負担について

次の場合の費用は、入居者の負担とする。

- (1) 電気、ガス、水道及び下水道の使用料
- (2) 汚物及びじんかいの処理に要する費用
- (3) 共同施設の使用に要する費用
- (4) 障子及びふすまの張替、ガラスのはめ替並びに畳及び建具の修繕に要する費用
(退去時に通常の使用による損耗しか生じていない場合についても行うこととして
いるふすまの張替及び畳の表替え、裏返し又は畳縁の交換に要する費用を含む。)
- (5) 給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用
- (6) 模様替又は増築した場合の原状回復又は撤去に要する費用
- (7) 入居者の責に帰すべき事由による県営住宅、共同施設等の修繕に要する費用
- (8) その他住宅の使用上当然入居者が負担しなければならない費用

3 入居者の保管義務等について

入居者又は同居者は当該県営住宅の使用に当たり、善良な注意を払いこれを正常な状態で維持管理するほか、次の行為を行ってはならない。ただし、(1)、(2)、(9)又は(10)に掲げる行為については、知事の承認を得た場合は、この限りでない。

- (1) 入居時に入居を認められた者以外の者を同居させること。
- (2) 入居者が同居者を残して死亡し、又は退居した場合、同居者が引き続き居住すること。
- (3) 県営住宅を引き続き15日以上使用しないにもかかわらず知事に届出をしないこと。
- (4) 暴力団員の住居として使用させる行為（自らが暴力団員となって使用する行為を含む。）
- (5) 県営住宅の敷地内における次に掲げる行為であって、他の入居者若しくは周辺地域の住民の日常生活に支障を生じさせ、又は著しく他人に迷惑を及ぼすこととなるもの
 - ア 動物の飼育（食物その他の物を意図的に放置し、動物を呼び寄せる行為を含む。）
 - イ 連続的若しくは断続的に騒音、振動又は悪臭を発生させること。
 - ウ 汚物、廃棄物その他生活環境の保全上の支障を生じさせるおそれのある物を捨て、又は放置すること。
- (6) 他の入居者若しくは周辺地域の住民に対する次の行為であって、人の生命、身体若しくは財産に害を与え、又は人に著しい迷惑を及ぼすこととなるもの
 - ア 粗野又は乱暴な言動をすること。
 - イ 威力を用い、又は示すこと。
 - ウ 虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いて、人の信用をき損し、又はその業務を妨害すること。
 - エ 火災、漏水その他の事故を繰り返して発生させること。
- (7) (4)から(6)までに掲げるもののほか、県営住宅における安全かつ平穏な生活の維持を著しく阻害する行為
- (8) 県営住宅を他の者に貸し、又は入居の権利を他の者に譲渡すること。
- (9) 県営住宅を住宅以外の用途に使用すること。
- (10) 県営住宅を模様替えし、又は増築すること。

4 住宅の明渡しについて

知事は、次の各項のいずれかに該当する場合は、入居者又は同居者に対して県営住宅の明渡しを請求することができる。その場合、入居者又は同居者は、速やかに当該県営住宅を明け渡さなければならない。

- (1) 不正の行為により入居したとき。
- (2) 家賃を3月以上滞納したとき。
- (3) 県営住宅又は共同施設を故意に毀損したとき。
- (4) 正当な事由によらないで引き続き15日以上県営住宅を使用しないとき。
- (5) 3の規定に違反したとき。
- (6) 条例第24条の2第1項の期限付入居決定を受けた場合において、期限が到来したとき。
- (7) 県営住宅に引き続き5年以上入居し、収入の額が2年間引き続いて令第9条の額を超えたとき。
- (8) 県営住宅建替事業の施行に伴い県営住宅を除却するとき。

5 県営住宅の退居について

県営住宅を明け渡そうとするときは、その5日前までに知事に届け出て、検査を受けなければならない。この場合、2に定める費用を全て精算するほか増築等を行ったときは、検査までに原状回復又は撤去を行うこと。

6 敷金の還付について

県営住宅を退居しようとする者は、5による届出のとき県の発行した敷金の領収書を提出し、敷金の還付の手続を行うこと。ただし、未納の家賃、駐車場使用料又は損害賠償金があるときは、敷金の中からこれを控除する。

7 賠償その他について

- (1) 入居者は次の処分を受けても異議ないものとする。
 - ア 知事が4の(1)から(6)までに該当する者に明渡しを請求を行ったときの損害賠償
 - イ 4の(7)及び(8)に該当する者が知事の指定した期日までに住宅を明け渡さないときの損害賠償
 - ウ 県営住宅を無断で使用し、又は転貸したときの過料
 - エ 詐欺その他不正の行為により、家賃の全部又は一部の徴収を免れたときの過料
- (2) 県営住宅の入居者は、毎年度、過去1年分の収入状況の報告を行わなければならない。

8 その他

1から7までに定めるもののほか条例、公営住宅法（昭和26年法律第193号）、公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）、鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和37年鳥取県規則第70号）等の関係法令の諸規定を遵守するものとする。